

令和4年12月16日

1. 出席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一
12番	服部	良一			

2. 欠席議員

7番 堤 康幸

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中園	弘一
書記	田中	浩章

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	松崎	賢明
副市	長	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総務	部	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健康福祉	部	坂田	智子
建設経済	部	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総務	課	秋山	勲
財	政	田中	和己

## 議事日程第6号

令和4年12月16日（金） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 委員長報告
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

- 議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第72号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第74号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 請願第6号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願
- 請願第7号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書採択を求める請願

#### 第2 議案上程・説明

- 委員会提出議案第5号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書
- 議員提出議案第2号 八女茶でまちづくり条例の制定について
- 議員提出議案第3号 旧統一教会の活動に関する適正な対応及び政治の信頼回復を求める意見書

#### 第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

---

## 午前10時 開議

### ○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。12月定例会最終日でございます。よろしくお願い申し上げます。お知らせいたします。委員長報告書、追加議案及び提案理由書をタブレットに配信しております。

なお、7番堤康幸議員からの欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程に先立ちまして、建設経済部長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

### ○建設経済部長（若杉信嘉君）

おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

12月8日の議案審議の報告第16号、事故による専決処分報告におきまして、森茂生議員からお尋ねがありました道路賠償責任保険につきまして、私から追加で御説明をいたします。

令和4年度の道路賠償責任保険の1年間の保険料掛金につきましては、3,671,150円の支払いを行っております。また、契約補償内容につきましては、身体障害賠償として、1人につき限度額1億円、1事故につき10億円、また、財物損害賠償としまして、1事故につき限度額20,000千円となっております。よろしくお願いいたします。

### ○議長（角田恵一君）

次に移ります。

#### 日程第1 委員長報告

### ○議長（角田恵一君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

### ○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第7号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、賛成多数で

原案のとおり認めることに決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項を申し上げます。

まず、総務文教分科会委員長から、八女市立学校以外の市内居住の全児童生徒にも、給食の有無にかかわらず昼食の費用は発生しており補助対象とすべきであると考えているが、補助対象としない理由は何かとの問いに対し、本事業は人件費と施設費を学校設置者である市が負担し、材料費を保護者の負担とする学校給食事業について、物価高騰の現状を鑑み、各学校の給食会計に対し材料費の一部を交付することで保護者の負担軽減を図るものであり、個々の保護者に対し給食費相当の現金給付を行う事業ではなく、また、本事業の財源である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金においても、小中学校における学校給食費の支援が推奨事業メニューとして位置づけられており、八女市立学校の給食費を補助する方法で今回補正をお願いしているとの報告がございました。

次に、2か月分を支給する根拠、また、今後も物価高騰が続いた場合、次年度以降の対応は考えているかとの問いに、この交付金の利活用については、国、県から推奨メニューとして学校給食も該当する通知が来ており、この補助金を執行するためには議会の承認を得る必要があるため、12月議会での承認後、各学校に対し交付手続を行うのが適当であると考えている。

そのような観点から、12月議会後の給食費は、残り1月、2月、3月分の3か月分になるが、3月分については8月に既に前納していただいているため、1月分と2月分の2か月分を補助対象としている。また、次年度以降の対象については、物価高騰の状況を見ながら現在内部で検討している状況であるとの報告がございました。

次に、厚生分科会委員長から、省エネ家電製品買換え促進事業は市内事業者に限定されているが、昨今の半導体不足で買いたい製品が市外店舗にしかない事例についてどう考えているかという問いに対し、この事業の目的は、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するために、省エネ家電への買換えを促進するとともに市内の経済の活性化を図ることを目的としている。家電購入者のネット通販購入率が46.6%という数字もあり、市内経済の活性化の効果をより高めるために市内の店舗での購入に限定させていただいているとの報告がございました。

次に、星3つ以上が対象となっているが、冷蔵庫などは価格が高いが買換えは進むのか、星2つ以上にランクを下げられないかとの問いに、星3つとした根拠は、3つ星以上がエアコンで2割以上、テレビが4割以上、冷蔵庫が3割以上となっている中で、他市町村の状況を勘案した。また、エアコン、テレビは省エネ基準の移行期間で旧基準でも対象としている。旧基準で星3つ以上の製品であれば、ある程度あるのではないかと考えているとの報告がございました。

次に、建設経済分科会委員長から、機構集積協力金交付事業について、当初は85アールだったが264アールになっており、この差は何かとの問いに対し、当初予算の計上後に立花の谷中地区で説明したところ、協力される方が増え、当初は6人だったが、最終的には16人になり面積が増えたことに伴い補助金を増額するものであるとの報告がございました。

次に、マイナンバーカードを普及させる観点から、プレミアム商品券の助成についてはマイナンバーカードの取得者及び申請者に絞り対象にすることを検討できないかとの問いに対し、プレミアム商品券の助成は、商工会議所と商工会の2団体が県の事業を活用し、消費を喚起するための事業となっている。マイナンバーカードの普及促進をプレミアム商品券事業に当てはめると市が発行元になる必要があり、商品券購入者に対して購入制限する形になるので、2団体による商品券事業の本来の趣旨に影響を与えかねない懸念がある。マイナンバーカード普及促進事業については、現在審議されており御理解をいただきたいとの報告がございました。

次に、災害復旧工事の進捗状況はとの問いに対し、今年度災害で被害を受けた公共土木災害分について、全12か所あり、査定が終わり、年度内の完了を見込んで発注する予定だが、どうしても来年度へ繰越しが必要になると思われるとの報告がございました。

以上が全体会における各分科会からの報告の概要で、議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第7号）に係る審査の概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第71号は原案のとおり可決いたしておりますが、議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○8番（高橋信広君）**

私は議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場で討論行います。

今回の補正予算において、2款3項1目、マイナンバーカード普及促進事業が計上されていますが、費用対効果の観点から課題の残る事業内容と評価いたしております。

まず、第1の目的であるマイナンバーカードの普及促進において、事業期間に猶予がないこと、また、商品券というインセンティブの在り方に疑問があることから、目標とする交付

率70%は到底期待できないと考えます。

次に、地域経済の活性化のための商品券を3種類1セットにして対象者へ配布されますが、使い勝手が悪く、また、3種類にすることで使用率の低下を招く危惧があります。

以上、この事業に限りますが、市民目線からかけ離れた制度設計となっていると判断し、私の反対討論といたします。

#### ○20番（川口誠二君）

議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第7号）に、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算の主なものは、歳出では、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策関連事業であり、私立保育所に対する支援、公的病院光熱費等の支援、公立八女総合病院、みどりの杜病院に対する支援であります。省エネ家電製品買換え促進事業、さらに、学校給食等に関する負担軽減事業であり、大きく評価されるものであります。さらに、マイナンバーカードの普及を促進させるための商品券交付に要する経費及び国家公務員の人事院勧告に基づく八女市職員の給与改正に伴う補正でもあります。これらの補正予算は地域経済の低迷が続く中、市民生活に大きく直結するものであります。

予算審査特別委員会、厚生分科会におきまして議論となりましたマイナンバーカードの普及促進事業についてであります。このマイナンバーカードの普及促進事業は、普及促進と地域経済の活性化を図るため、3団体の商品券を1セットにしたものであります。

事業の目的達成のためにこの商品券が引き出しの中に眠ることのないよう、全市民への周知、特に高齢者の方々への丁寧な対応を図られることを強く要望し、賛成討論といたします。

#### ○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

#### ○6番（田中栄一君）

私は議案第71号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場から討論を行います。

まず1点目に、争点となっているマイナンバーカード普及促進事業についてです。

金子総務大臣は、6月19日にマイナンバーカード交付率を来年度の地方交付税の算定に反映する考えを示しました。

地方交付税は、地方自治体の固有の財源であり、交付額算定に当たってペナルティーを課することなど、あってはならないことです。しかし、それを受けて全国の自治体は、交付率の向上を命題にマイナンバーカードの交付率向上に向けて様々な事業に必死に取り組んでいます。言わば、地方自治体間の競争に八女市もいや応なく巻き込まれているわけです。総務省の資料では、令和4年9月末時点で、八女市は49.3%で、市町村では554位となっております。

ます。

こういった情勢を鑑み、当然のごとく八女市も交付率向上のためにいろんな事業に取り組んでいかざるを得ない状況になっております。予算編成に当たって制度設計に配慮が足りなかったことは否めませんが、交付税減額の危機感を持ってマイナンバーカードの普及を進めようとしている執行部の心情を十分に理解するとともに、かつ評価するものです。

2点目に、ほかの補正予算への影響です。

もし議案が否決されれば、同時に提案されております保育所等物価高騰対策事業、各施設の光熱費高騰対策事業、農業振興施設管理事業、土木災害復旧事業、学校給食等に関する負担軽減事業などの重要な予算も執行できなくなります。

3点目に、さきに可決されました条例に関係する予算執行も不可能となり、条例と予算は一体であるという原則から外れることになりかねませんので、議会議決が矛盾した結果を招くこととなり、遺憾であると言わざるを得ません。

以上のことから、私は議案第71号に賛成の意を表明するものです。

**○議長（角田恵一君）**

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、厚生常任委員会に付託されました議案第72号、議案第73号、議案第74号及び議案第75号を一括議題といたします。

以上、4件について委員長の報告を求めます。

**○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）**

おはようございます。厚生常任委員会に付託されました議案第72号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）、議案第73号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第75号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）について、審査いたしました概要並びに結果について一括して御報告申し上げます。

今回の補正は、特別職の給与等に関する条例及び八女市職員の給与に関する条例の一部改



正に基づく給与改定及び人事異動の影響等による人件費の補正でございます。

委員からの質疑はありませんでした。

採決の結果、当委員会といたしましては、4議案とも全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第72号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

続きまして、建設経済常任委員会に付託されました議案第76号及び議案第77号を一括議題といたします。

以上2件について委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員会副委員長（松崎辰義君）

おはようございます。建設経済常任委員会に付託されました議案第76号及び議案第77号につきましては、執行部から説明を受け、慎重に審査を行いました。その概要並びに結果につい

て一括して報告いたします。

議案第76号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第77号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）については、条例改正に基づく給料表の改定及び勤勉手当の引上げ、人事異動等による給料等の組替えに伴う人件費の補正でございました。

委員会審査では、特に委員からの質問はなく、議案第76号及び議案第77号それぞれに採決した結果、2議案とも全員賛成で原案どおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第76号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託されました請願第6号及び請願第7号を一括議題といたします。

以上2件について委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

総務文教常任委員会に付託されました請願第6号及び請願第7号について審査いたしました概要並びに結果について一括して御報告申し上げます。

審査に当たりましては、請願人より請願の内容について説明を受けたところであります。

まず、請願第6号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願について御報告申し上げます。

本請願は、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を採択し、政府に送付することを求めて請願されたものであります。

審査の中では、八女市内に売上高10,000千円以下の事業者はどれぐらいおられるのかとの質問があり、請願人からは、正確な数字は把握していないが、かなりの比率になるのではないかと考えているとの説明がありました。

また、国は一定の猶予期間と優遇措置を設けているが、そのことについてどのように考えているのかとの質問があり、請願人からは、制度について検討の余地があり、より精査し納得できる制度にするために考慮する時間が必要ではないかと考えているとの説明がありました。

また、会員向けに、インボイス制度について勉強会等はされているのかとの質問があり、請願人からは、これまでも複数回勉強会を行っており、今後、業種ごとに分かれて勉強会を計画しているとの説明がありました。

また、議論を重ねるには業種が多く、多くの時間が必要となると思うが、永遠に議論を続けていく考えなのかとの質問があり、請願人からは、議論をしていく中で一定の納得できる形が出来上がると考えているため、限りなく議論を続けていくものではないとの説明がございました。

審査後の討論では、インボイス制度が実施されることで大きな影響を受ける方がいるために、皆が納得できるまで延期するべきとの賛成討論がありました。

また、インボイス制度は、主にシルバー人材センターや中小事業者が困ることになると考えられるため、実施を延期し、丁寧な説明をすべきと賛成討論がありました。

続きまして、請願第7号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書採択を求

める請願について御報告申し上げます。

本請願は、国会及び関係機関に対し、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書提出を求めて請願されたものであります。

審査の中では、弁護士団体等から、被害者救済法の実効性に不安や懸念の声が上がっているが、どう考えているかとの質問があり、請願人からは、被害者救済法は寄附に対して限定されている部分があり、勧誘行為の是非などについて根本的に明記されていないということ、また、マインドコントロールによる寄附行為、あるいは靈感商法等の活動について盛り込まれていないという点がある。2年をめどに見直しを行う規定があるために、実効あるものにしていただきたいと思っているとの説明がありました。

また、被害者救済法が成立したが、まだ不足している部分があると感じているのかとの質問があり、請願人からは、宗教2世の方々の問題があり、親の寄附により生活が困窮している部分に対し、法律の遡及ができず救済されない点、また、旧統一教会は、靈感商法から高額な献金を様々な手段を使って集約することに比重を移しており、高額な寄附について、法律の規定が難しく、明記されていなかった点が今後の課題だと思っているとの説明がありました。

また、被害者救済のためにさらに求めるものはあるかとの質問があり、請願人からは、まずは現在の法制度を最大限に活用し、弾力的な救済を行ってほしいと思っている。国がワンストップで対応できる特設の窓口を常設したり、地方自治体においても、刑事的な部分について警察と連携し、被害者の救済につなげてほしいと考えている。さらに、親子や親族の関係は、家庭に立ち入ることになり困難な部分があるが、学校現場において、早い段階から支援につなげるよう、先生方に研修等を行ったり、厚生労働省においては、児童相談所の対応について通知を出しており、都道府県と連携していただきたいと思っていると説明がありました。

審査後の討論では、被害の実態は厳しい状況であり、これまでに必要な対策が取られていなかったのが不思議なくらいだと思っている、国ではより厳しい法律をつくり、被害者の方々を一日も早く救済し、今後このようなことが発生しないような日本社会になることを希望するため、この請願に賛成するとの賛成討論がありました。

また、国の責任でもあり、我々市民の責任でもあると思う。今後法的な議論がより深まり様々な問題が出てくると考えるため賛成するとの賛成討論がありました。

また、このような話題が出てくるときには抑えが利くが、出なくなったときに新たな宗教が出てくる可能性もある。常に報道や国会の中でも取り上げてもらい、風化させないようにしていただきたい旨での賛成討論がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、請願第6号については賛成少数で不採択、請願第

7号については全員賛成で採択することに決しました。

なお、請願第7号については、本会議において採択いただきましたなら、後ほど意見書案を提案させていただきますので、議会におかれましても、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

#### ○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、請願第6号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

#### ○21番（松崎辰義君）

何点か質問をいたしますけれども、委員長報告の中に出てまいります猶予期間、それから優遇措置、猶予期間というのは、開始後3年、仕入れ税額相当の80%、その後3年は仕入れ税額相当の50%を免除するということになってはいますが、ここで言われている優遇措置というのは何を指して言うておられるのか、お願いをしたいと思います。

#### ○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

令和元年に消費税が8%から10%に上がりました。このときに、やはり市民の生活の物資である食料品等については現状のままでいかないかんだろうということで8%に据置きしたんですね。それで、ほかのものについては10%になったんですが、そういったことが軽減税率が取られた関係で、結局、1つの商店の中で2つの消費税が発生することが起きるようになりました。それで、そういった商店とか個人事業所はやっぱりいかんやろうということで、結局、優遇措置が取られました。10,000千円以下の小規模事業者に対しては、経過措置ということで向こう6年間の80%の減、それからさらに、3年間の50%の減でということでございますので、普通の事業者が一般の10,000千円以下の事業者に対してそういった優遇措置がある、これの中身については詳しくはよく分かりませんが、各商工会や商工会議所等において十分研修を受けられたほうがいいんじゃないかと思っております。

#### ○21番（松崎辰義君）

今、委員長が言われた経過措置ですね。80%相当、それから50%、それは分かるんですよ。これはあくまでも経過措置です。だから、優遇措置というのは何なのか、具体的にそこを教えてくださいと思います。

#### ○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

優遇措置、消費税を優遇するというのでございますので、今まで本当は払わにゃん消費税を、そういった人たちは免税されておったわけですよ。しかし、そういった人たちがいき

なり急にインボイスを取られて大きな影響があるといけないから、その分を国が補助するという形で優遇措置だろうと思っております。

**○21番（松崎辰義君）**

正直説明が分かりません。とにかくこの経過措置も6年すればもう全てなくなるわけですね。

それから、討論の中には出てきましたけれども、大分今、全国で問題になっております、八女にもございますけれども、シルバー人材センターについては何か意見は出されたのか、お願いします。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

委員会の中では、シルバー人材センターのことについては出ておりません。令和元年度に、インボイス制度が始まるということで、過去4年間は、地域の商工会であつたり商工会議所、あるいは国税庁のホームページであつたり、いろんな盛んな啓蒙活動が行われております。そのために、地域の商工会や商工会議所はそういったことはちゃんと事業所あたりをきちんと把握して、そこにちゃんとレクチャーするような体制を取っております。これからそういった形で導入が始まると。来年3月までには登録をしていただきたいというのが総意でございます。そのためには、ある程度小さな事業所というのは優遇措置を取っていく、経過措置を取っていくということでございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

**○21番（松崎辰義君）**

私は請願第6号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願に、賛成の立場で討論を行います。

現在、コロナウイルス感染拡大と異常な物価高騰が続く中、来年10月からインボイス制度が実施されようとしています。これは、さらなる増税のための下づくりとも言われている税制改革であり、約1,000万者と言われる小規模事業者が廃業に追い込まれかねないものとなっています。ヨーロッパ諸国の小規模事業者、免税事業者は既に淘汰されたと言われております。

財務省の試算によりますと、免税事業者約372万者のうち約161万者がインボイス導入を機に課税事業者になると想定をしており、1者当たり154千円の増収を見込んでいると言われております。このまま進めば、多くの小規模事業者は廃業しかありません。インボイス制度が始まれば、免税事業者から仕入れ税額控除ができなくなり、免税事業者は取引から外されるケースが多くなります。政府は、免税事業者からの仕入れでも一定割合を仕入れ税額とみなして控除できる経過措置を設けました。開始後3年、仕入れ税額相当額の80%、その後3年

は仕入れ税額相当の50%としています。しかし、この経過措置の適用を受けるには、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が必要となります。帳簿は区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、80%控除対象など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。

具体的には、次の事項となります。

1、課税仕入れの相手方の氏名、または名称、2、課税仕入れを行った年月日、3、課税仕入れに係る資産、または役務の内容、4、課税仕入れに係る支払い対価の額。請求書等は区分記載請求書と同様の記載事項が必要となります。

具体的には次の事項となります。

1、書類の作成者の氏名、または名称、2、課税資産の譲渡等を行った年月日、3、課税資産の譲渡等に係る資産、または役務の内容、4、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込み価格、5、書類の受付を受ける当該事業者の氏名、名称。小規模事業者、免税事業者にとって大変な事務作業です。しかも、6年経過すれば全てなくなる経過措置です。これでは小規模事業者、免税事業者はいずれ廃業するしかありません。

また、大きな影響があると言われているシルバー人材センターにとっては死活問題です。このインボイス制度がシルバー人材センターに導入されたらどうなるのか、まずは3つのことを確認しておかなければなりません。

1つは、シルバー人材センターは納税義務者で会員は免税事業者であること。2つ目は、シルバー人材センターの受託事業は、派遣先で事務処理されるが、地方に多い受託事業はインボイス制度の適用を受けることである。3つ目は、受託事業の場合、仕入れは会員によるサービス提供であり、販売先は事業を依頼してきた事業者になることであるとしています。

具体的に、兵庫県養父市のシルバー人材センターの試算を見ますと、2020年度の消費税額は1,350千円ですが、インボイス導入後は17,200千円になってしまいます。約13倍にもなります。

また、鹿児島県さつま市のシルバー人材センターの試算を見ますと、2019年度は148千円だった消費税がインボイス導入されると10,341千円になってしまいます。約70倍です。問題は、消費税を納める財源がないということです。その財源をどう確保するか、現在、全国のシルバー人材センターが右往左往している状況です。この降って湧いたような問題は全国のセンターの重大な課題となっており、全国シルバー人材センター事業協会において、会計・経理検討委員会が設置され、対応が練られているとともに、政府や国会議員連盟に対し、制度緩和措置の要望等が進められております。

インボイス制度の導入を延期して十分に理解と納得できる時間と、シルバー人材センター等に対し、緩和措置の拡大等を政府にも再検討していただくよう強く要望していただくこと



を求め、賛成討論といたします。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第6号に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告が不採択のときは委員長報告のとおりを決するかどうかではなく、請願を採択するかどうかをお諮りいたしますので、御注意ください。もう一度申し上げます。お諮りするの、委員長報告のとおり決するかどうかではなく、請願を採択するかどうかについてでありますので、請願採択に賛成なら起立、賛成以外は着座のままでお願いいたします。お間違いのないようお願いいたします。

それでは、採決いたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立少数であります。よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第7号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書採択を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第7号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、請願第7号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

## 日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

委員長より議案1件、議員より議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、委員会提出議案第5号、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号を一括議題といたします。

まず、総務文教常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

委員会提出議案第5号について提案理由の説明を行います。

この意見書案は、先ほど採択されました請願第7号の趣旨に基づくものであります。

委員会提出議案第5号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書について説明申し上げます。

安倍元首相襲撃事件をきっかけとして、改めて旧統一教会の霊感商法や親が多額の寄附を重ね、子どもが生活に困窮するといった深刻な被害実態が明らかになりました。

今般、旧統一教会の問題を踏まえ、不当な寄附の勧誘を禁止する被害者救済法が成立しましたが、救済法が実効あるものとなるよう、慎重かつ丁寧な運用がなされるよう望みます。

もちろん信教の自由は保障される必要があることは言うまでもありませんが、多くの宗教団体の正当な宗教活動まで否定されないためにも、旧統一教会などによる被害の防止、救済を実現することは急務であると考えます。

したがいまして、旧統一教会等による被害の防止、救済を図られるよう、請願内容に基づく3項目について、衆参両議院及び関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

**○議長（角田恵一君）**

次に、議員提出議案第2号の提出議員より提案理由の説明を求めます。

**○8番（高橋信広君）**

議員提出議案第2号 八女茶でまちづくり条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

まず、条例制定の背景、趣旨について説明申し上げます。

八女茶は、恵まれた自然環境、先人たちの卓越した技術と努力により、高級茶として全国的に認知されております。特に八女伝統本玉露は、平成27年12月22日に農林水産省の地理的表示保護制度の第1弾に登録され、国内外に八女茶の存在価値を示しています。

また、平成30年度八女市まちづくりアンケートにおいて、八女市のシンボルと考えられるもの、将来的に発展させたいものの回答は、黒木大藤、燈籠人形等を圧倒的にしのぎ、八女茶でありました。一方、八女茶は、農業、製造業、卸業、小売業と多方面を経由する農業産品であり、茶事業並びに関連事業も含めると、八女市経済の重要な役割を担っております。このたび全ての市民が八女茶ブランドに誇りと自信を持って八女茶産業再興の一翼を担う施

策として八女茶でまちづくり条例を制定するものであります。

次に、提出条例案の策定経過について説明申し上げます。

令和2年10月に条例プロジェクトチームを立ち上げ、令和3年2月までに、各種茶団体、商工会議所、商工会、市執行部との協議を行い、条例制定の賛同をいただきました。

策定までの過程として、実行委員会並びに運営検討委員会を設置し、両委員会において条例制定に向けた協議を重ねてまいりました。

最終的には、令和4年10月の1か月間で、条例案に対するパブリックコメントを実施し、その意見を反映した条例案といたしました。

次に、提出条例案の概要を説明申し上げます。

前文では、八女茶の存在価値、茶事業を取り巻く環境及び条例制定の決意をうたっています。

第1条、目的には、八女茶の消費拡大を目指すとともに、持続可能なまちづくり並びに地域経済の活性化に寄与することを明記しています。

第2条、市の役割には、第1条の目的を達成するために、八女茶による乾杯の推奨、観光の振興、八女茶に関する学習の推進をはじめ、必要な施策を講ずると明記しています。

また、第3条には茶業者の役割を、第4条には市民の役割を明記しております。

第5条、茶の文化の醸成には、茶業者だけではなく、全ての市民が茶の文化の根底にあるおもてなしの心を持って内外の人たちに接していただくことをうたっています。

附則として、本条例の施行期日は、令和5年4月1日と規定しております。

以上が提出条例案の概要ですが、条例案につきましては、タブレットに配信した資料のとおりであります。

最後になりますが、来年はくしくも八女茶発祥600年を迎えます。八女茶でまちづくり条例の制定を機に、様々な事業が展開されることで、茶業界はもとより、地域経済の活性化につながり、八女市の発展に寄与できるものと確信しております。

議員各位におかれましては、条例案の趣旨を御理解いただきまして賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（角田恵一君）**

次に、議員提出議案第3号の提出議員より提案理由の説明を求めます。

**○15番（栗原吉平君）**

意見書案を読み上げて、提案理由にさせていただきます。

---

旧統一教会の活動に関する適正な対応及び政治の信頼回復を求める意見書（案）  
安倍晋三元首相の銃撃事件以後、世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）

と国会議員との関係が浮き彫りとなり、大きな社会問題となっています。

旧統一教会の信者やその親族の被害実態が明らかになったことを受け、政府では、被害者救済を目的とした新法が制定されました。

旧統一教会については、多額の献金により多くの信者の家庭が崩壊したことや、信者が旧統一教会に支払った献金について争われ、複数の裁判で返還命令が出されたことなどが報道されています。このように、信者の自由意思を奪って社会的常識を大きく逸脱する多額の献金が行われていることは到底是認できないものですが、こうした旧統一教会の活動に対する実態解明や再発防止の取り組みは、いまだ国民には見えてきません。

また、一部の国会議員が旧統一教会と選挙協力や政策協定を結んでいたとする報道もされています。全体の奉仕者である国会議員が、国民の財産を不当に喪失させている団体と協力関係を構築していたとすれば、国民の政治への信頼は大きく揺らぐこととなります。

よって、本市議会は、社会的常識からかけ離れた多額の献金を集める旧統一教会の活動を非難するとともに、政府及び国会に対し以下の事項の速やかな実現を求めます。

- 1 旧統一教会の社会的常識を逸脱する活動に対し厳正に対処すること。
- 2 すべての国会議員は、旧統一教会との組織的な関係を解消し、政治への信頼回復に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月16日

福岡県八女市議会

---

これで提案理由の説明を終わりますが、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

### 日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

委員会提出議案第5号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第5号は原案のとおり可決されました。議員提出議案第2号 八女茶でまちづくり条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。議員提出議案第3号 旧統一教会の活動に関する適正な対応及び政治の信頼回復を求める意見書を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました2件の意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に提出いたしますので、御了承願います。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和4年第5回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 青 木 勉

八女市議会議員 川 口 誠 二